

「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する 意見募集について

令和6年11月1日
総務省公共サービス改革推進室

総務省公共サービス改革推進室では、令和6年11月1日（金）から12月2日（月）までの間、官民競争入札又は民間競争入札¹（いわゆる市場化テスト）の対象とすることで、民間の創意工夫が適切に反映され、より良質かつ低廉なサービスの実現が可能になると考えられる具体的な公共サービスについて、民間事業者及び地方公共団体の方々から御意見を募集いたします。

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）は、国の行政機関等が実施する公共サービスについて、国民の立場に立って不断の見直しを行い、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的としております。

また、公共サービス改革法では、「公共サービス改革基本方針」を策定又は変更する際に、民間事業者や地方公共団体の方々から意見を聴取することが定められています²。

つきましては、令和6年11月1日（金）から12月2日（月）までの間、令和7年に予定している「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する御意見を下記のとおり募集します。

民間事業者の方々におかれましては、国の行政機関等³又は地方公共団体が実施する事業のうち、その実施を自ら担うことができると考える業務の範囲のほか、国の行政機関等が実施する事業のうち、既に民間委託されているものの、市場化テストの実施により競争性の改善（より多くの事業者の参入など）が見込まれるもの等について御意見をお寄せください。

地方公共団体の方々におかれましては、地方公共団体が自ら実施する事業のうち、民間に委ねることが適当と認める業務の範囲等について御意見をお寄せください。

なお、御提出いただきました意見書の内容について、当室からヒアリ

¹ 「官民競争入札」は、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組みであり、実施要項（仕様書等の入札関係資料）の作成、落札者決定のための評価等において官民競争入札等監理委員会の関与が行われるもの。

「民間競争入札」は、「官」は参加せず、質・価格の両面で最も優れた民間事業者が、そのサービスの提供を担う仕組みであり、実施要項の作成等において官民競争入札等監理委員会の関与が行われるもの。

² 公共サービス改革法第7条第3項、第5項及び第9項

³ 「国の行政機関等」には、国の行政機関のほか、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び特殊法人（株式会社であるものであって、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫以外のものを除く。）が含まれる。ただし、国の行政機関のうち、人事院及び会計検査院は含まれておらず、国会（立法）及び裁判所（司法）は公共サービス改革法の対象外である。

ングを実施させていただく場合がございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見の内容

- ①民間事業者において、国の行政機関等又は地方公共団体が実施する事業のうち、その実施を自ら担うことができると考える業務の範囲。また、これに関し政府が講ずべき措置
- ②民間事業者において、国の行政機関等が実施する事業のうち、既に民間委託されているものの、市場化テストの実施により競争性が改善され则认为るもの
- ③地方公共団体において、自ら実施している事業のうち、民間に委ねることが適当と認める業務の範囲。また、これに関し政府が講ずべき措置
- ④その他、公共サービス改革基本方針に関する事項

に関する御意見を募集します。

(記入例)

【提案事項】

〇〇事業について市場化テストを実施

【提案の具体的内容・理由等】

現在△△が実施している〇〇事業については、市場化テストの対象とすることにより、民間の創意工夫が適切に反映され、より良質かつ低廉なサービスの実現が可能になると考えられる。

提案の詳細及び理由については下記のとおりである。

- ・現在△△が実施している〇〇事業については、民間事業者が同様の事業を行っている実績があり、市場化テストの対象とすることにより、民間の創意工夫が適切に反映され、□□の効果が期待できる。
- ・△△が実施している〇〇事業については、一部民間事業者に委託しているものの、積極的な事業の情報開示や、業務の委託範囲や内容を見直すことにより、民間の創意工夫が適切に反映され、□□の効果が期待できる。

国の行政機関等が実施する事業のうち、過去に市場化テストの対象となった事業については、当室のホームページ「法に基づく入札の対象外とされた事業一覧」を御覧ください。

○法に基づく入札の対象外とされた事業一覧（URL）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000914641.pdf

重要な御意見については、関係行政機関等との調整や官民競争入札等監理委員

会における審議等を経た上で「公共サービス改革基本方針」に反映されるよう検討いたします。なお、当該御意見と、それに対する関係行政機関等からの回答は、当室のホームページ⁴にて公表いたします。

2. 募集期間

令和6年11月1日（金）から12月2日（月）まで

3. 提出方法

以下のいずれかの方法にて御提出をお願いします。

①インターネット（下記URLからアクセスしてください。）

(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

※e-Govのページリンク

※ページ上部の「案件一覧」タブを選択いただき、「意見募集案件」の検索欄にキーワードとして、案件名（「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集について）を御入力の上、検索いただきますようお願いいたします。

②電子メール

意見書様式に御記入いただいた後、PDF形式に変換したファイルを電子メールに添付の上、下記アドレスに送信してください。

③郵送又は持参

記入済みの意見書を下記宛先に御提出ください。

郵送の場合は、封筒の表面に「意見書在中」と朱書きしてください。

<宛先>

総務省 公共サービス改革推進室内 意見募集担当

住所：〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階

メールアドレス：kousa●soumu.go.jp

※迷惑メール防止対策のため、●を、@に置き換えてください。

4. その他

① 御意見の内容の詳細等を確認するために、意見書に記載された連絡先に公共サービス改革推進室から問合せをさせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

② 郵便事故や通信事故により未着となった意見書については、本募集においては受け付けかねますので、御了承ください。なお、当室より到着した旨の御連絡はしておりませんので、意見書の到着を確認されたい場合は、当室までお電話にてお問い合わせください。

⁴ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/momiji/2016/iken.html

- ③ 御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人又は団体等にあつては、その名称等並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、メールアドレス等の個人情報については、御意見の内容確認等、「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見の受付に係る連絡目的に限って利用することとし、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適正な管理を行います。
- ④ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体等にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体等にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

（問合せ先）

総務省公共サービス改革推進室 意見募集担当

TEL:03-5501-1847